
岡山市 避難指示等の判断・伝達マニュアル

(改訂版)

令和7年3月

岡 山 市



1. マニュアルの概要	2
1.1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの目的	2
1.2 対象とする自然災害	2
1.3 避難指示等の種類	3
1.4 屋内における安全確保措置	4
1.5 避難場所の事前開設	4
1.6 避難指示等の判断基準の見直し	5
2. 避難指示等の発令対象区域と区分の単位	6
2.1 避難指示等の発令対象区域の考え方	6
2.2 避難指示等発令対象区域の設定	9
3. 災害種別毎の避難指示等の発令範囲と判断基準	10
3.1 河川の氾濫災害	10
3.1.1 河川の氾濫災害のおそれのある範囲	10
3.1.2 河川の氾濫災害の避難指示等の判断基準	11
3.1.3 河川の氾濫災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所	16
3.2 旭川ダムの放流による災害	17
3.2.1 旭川ダムの放流による災害のおそれのある範囲	17
3.2.2 旭川ダムの放流による災害の避難指示等の判断基準と発令対象区域	17
3.3 内水氾濫災害	18
3.3.1 内水氾濫災害のおそれのある範囲	18
3.3.2 内水氾濫災害の避難指示等の判断基準	18
3.3.3 内水氾濫災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所	18
3.4 土砂災害	19
3.4.1 土砂災害のおそれのある範囲	19
3.4.2 土砂災害の避難指示等の判断基準	21
3.4.3 土砂災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所	23
3.5 高潮災害	28
3.5.1 高潮災害のおそれのある範囲	28
3.5.2 高潮災害の避難指示等の判断基準と発令対象区域	29
3.6 地震災害	30
3.6.1 地震災害のおそれのある範囲	30
3.6.2 地震災害の避難指示等の判断基準	30
3.6.3 地震災害に関する開設避難場所	30
3.7 津波災害	31
3.7.1 津波災害のおそれのある範囲	31
3.7.2 津波災害に関する避難指示等の判断基準	32
3.7.3 津波災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所	33
3.7.4 津波災害時の避難情報発令文（案）	36

1. マニュアルの概要

1.1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの目的

避難指示等の判断・伝達マニュアル（以下「本マニュアル」と称する。）、各種災害が発生するおそれ予測されたとき、具体的な避難指示等の発令基準を定め、適切なタイミングによる発令および迅速かつ的確な情報伝達によって、市民等の生命を守ることを目的とする。

1.2 対象とする自然災害

本マニュアルで、対象とする自然災害は下表に示す災害とする。

＜対象とする自然災害＞

大雨災害の種類		主に想定する誘因	災害形態
浸水害	河川の氾濫災害	・台風や前線による大雨	河川の堤防からの越水や決壊等による氾濫による災害
	ダム放流	・台風や前線による大雨	旭川ダムの放流により、旭川の水位が上昇することによる災害
	内水氾濫災害	・台風や前線による大雨	内水の氾濫による災害
土砂災害		・短時間強雨 ・台風や前線による大雨	がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)や土石流による災害
高潮災害		・台風や強風	潮位の異常による浸水災害
地震災害		・地震	揺れに伴う建物倒壊、火災
津波災害		・地震	波源域から発生した津波による津波災害

また、上記自然災害において、明らかにされている災害のおそれのある範囲(ハザード範囲)を整理すると以下の通りとなる。

＜明らかにされている災害のおそれのある範囲＞

大雨災害の種類		災害のおそれのある範囲	調査主体
浸水害	河川の氾濫災害	・各河川の浸水想定区域	国、岡山県
	内水氾濫災害	・内水浸水想定区域	岡山市
土砂災害		・土砂災害警戒区域、特別警戒区域	岡山県
高潮災害		・高潮浸水想定区域	岡山県
地震災害		・地震動分布図	岡山市
津波災害		・南海トラフ時の津波浸水想定区域	岡山県

1.3 避難指示等の種類

避難指示等は、災害発生 の危険度や緊迫度の状況に応じて以下に示す種類があり、住民に避難行動を求める。危険度は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の順に高くなる。また、警戒レベルを導入し、住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化する。

<避難指示等の発表・発令時の状況及び市民に求める行動>

		発表・発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル5	緊急安全確保	【災害発生又は切迫】 ・災害が発生又は切迫している状況。 ・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。	【命の危険 直ちに安全確保】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保^{※2}する。 ※2 命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。
警戒レベル4	避難指示	【災害のおそれ高い】 ・災害が発生するおそれが高い状況。 ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3	高齢者等避難	【災害のおそれあり】 ・災害が発生するおそれがある状況。 ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等^{※1}は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※1 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。
警戒レベル2	注意報	【気象状況悪化】 ・大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況。 ・それぞれの注意報の基準値に数時間後に到達する状況。	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報	【今後気象状況悪化のおそれ】 ・気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況。	【災害への心構えを高める】 ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

1.4 屋内における安全確保措置

災害対策基本法の改正(平成 25 年 6 月)により、これまでの立退き避難(水平避難)に加え、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる(垂直避難)。」という行動形態が追加された。

このため、実際の避難指示等の発令時には、あらかじめ定めた避難場所への避難とともに、屋外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達することとする。

1.5 避難場所の事前開設

台風の接近が見込まれる場合や、長雨などにより夜間に災害が発生する可能性がある場合など、避難情報の発令基準に到達する前に避難場所を開設する必要があると認められる場合は、避難情報の発令を伴わない避難場所の開設を行う。なお、開設する避難場所は原則中学校校区で 1 箇所とする。

今後、運用していくなかで、実際の被害発生による課題やガイドライン（国等）の見直しがあった場合などは、随時、避難指示等の判断基準について見直しを行っていくものとする。



2. 避難指示等の発令対象区域と区分の単位

避難指示等の円滑な発令を実現するため、事前に岡山市における災害のおそれのある範囲を整理し、発令する対象区域を設定する。

2.1 避難指示等の発令対象区域の考え方

■河川の氾濫災害の避難指示等発令対象区域の考え方

河川の氾濫災害については、基本的には浸水による被災の側面から、避難指示等発令対象区域を設定する。

浸水深によって被災程度を推察することができる。右図に、浸水深のイメージ図を示す。

- ・ 浸水深:0.3m 未満

浸水深 0.3m は、止水板等で浸水防止が可能な水深

- ・ 浸水深:0.5m 未満

浸水深 0.5m は、大人の膝あたりまで浸かる程度であり、家の床下程度の浸水

- ・ 浸水深:0.5m～1.0m 未満

浸水深 1.0m は、大人の腰あたりまで浸かる程度であり、家の1階部分の居室空間に浸水が達する

- ・ 浸水深:1.0m～3.0m 未満

浸水深 3.0m は、家の2階軒下までが完全に水没

- ・ 浸水深:3.0m～5.0m 未満

浸水深 5.0m は、家の2階部分の居室空間にも浸水が達する

- ・ 浸水深:5.0m 以上

浸水深 5.0m 以上の場合、2階建の家屋は完全に水没



＜ 浸水深のイメージ ＞

以上より、1階建家屋を想定した場合、居室空間に浸水が想定されることから、浸水深 0.5m 以上となる場合は、原則避難行動が必要となる。これに対し、0.5m 未満の区域については、浸水深が床下程度であることから、避難行動は不要となる。

以上を踏まえ、浸水深 0.5m 以上の区域は、河川の破堤などによるはん濫が発生した場合には、避難指示等を発令する区域とする必要があることから、「避難指示等発令対象区域」として設定する。

ただし、被災想定調査に基づき、0.5m以上の浸水想定区域内の居住者のうち、垂直避難が可能な建物にいる者以外を、避難情報の発令対象者として整理する。

■内水氾濫災害の避難指示等発令対象区域の考え方

内水氾濫災害については、その浸水発生に至るメカニズムが複雑であり、事前に発令対象区域を設定することは困難である。また、外水氾濫のように、急激な氾濫水が発生する可能性は低く、生命に危険が及ぶような事態に至るまでに一定の時間があることが多い。これを踏まえ、内水氾濫は「どこでも起こり得る災害」として捉え、状況によって、避難指示等の発令対象区域を定めるものとする。

■土砂災害の避難指示等発令対象区域の考え方

土砂災害については、家屋ごと倒壊するような強い流体力を持った土砂等が災害のおそれのある区域を襲うこととなる。基本的には、土砂の発生源から距離的に遠ければ遠いほどその流体力も減衰することが想定される。

発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において、危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に発令することを基本とする。

なお、1kmメッシュごとに公表される土砂災害の危険度情報に基づき、避難情報を発令する。

■高潮災害の避難指示等発令対象区域の考え方

高潮災害については、居室空間に浸水が想定されることから、浸水深0.5m以上となる場合は、原則避難行動が必要となる。これに対し、0.5m未満の区域については、浸水深が床下程度であることから、避難行動は不要となる。

以上を踏まえ、浸水深0.5m以上の区域は、「避難指示等発令対象区域」として設定する。

ただし、被災想定調査に基づき、0.5m以上の浸水想定区域内の居住者のうち、垂直避難が可能な建物にいる者以外を、避難情報の発令対象者として整理する。

■地震災害の避難指示等発令対象区域の考え方

地震災害については、災害発生前に、予め震源域や、発生時期等を予測することが、現実的に不可能である。そのため、二次災害のおそれのある範囲を予め設定することが現実的に困難である。以上を踏まえ、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、市内全域を避難指示等発令対象区域に設定する。

■津波災害の避難指示等発令対象区域の考え方

津波災害については、浸水深による被災程度のイメージは、河川の氾濫災害と同様である。但し、津波の場合は、河川の氾濫災害と比較すると、強い流体力を持っているため、浸水深が小さくても、津波に巻き込まれることが過去の被災事例から明らかにされている。以上を踏まえ、浸水想定区域全域を避難指示等発令対象区域として設定する。

※留意事項

前述については、ある一定の想定条件の下で調査された浸水想定区域等を基に設定する区域である。

「自然現象の不確実性」を考慮すれば、想定以上の被災が及ぶ可能性もある。そのため、これらの区域については、基本的な発令区域として設定するものであり、状況によっては、発令対象区域の拡大・縮小も検討する必要があることに留意する。

■緊急安全確保を発令する区域の考え方

高齢者等避難及び避難指示は、様々な情報から事前に災害発生を検知し、想定される被災範囲に対して発災前に避難行動を促すものである。

これに対し、緊急安全確保の発令は、災害が発生・切迫し避難所等への「立退き避難」がかえって危険であると考えられる場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することを促すものである。

よって、その緊急安全確保の発令対象区域は、避難の実効性を高めるため、原則、避難指示発令対象区域よりも具体的かつ局所的な発令を行うものとする。但し、災害の状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではない。

2.2 避難指示等発令対象区域の設定

① 発令対象区分

災害種別毎の避難指示の発令対象区分と範囲は、以下の通りとする。当区分毎に避難指示等の発令基準を定めるとともに、当区分に対応した範囲に避難指示等を発令するものとする。

＜岡山市における避難指示等の発令対象区域の区分と範囲＞

区分	避難指示等発令対象区域
河川の氾濫災害	・洪水浸水想定区域において 0.5m 以上の区域
内水氾濫災害	・浸水が認められ、更に浸水拡大の恐れが懸念される区域
土砂災害	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内
高潮災害	・高潮浸水想定区域の浸水深が 0.5m 以上の区域
地震災害	・震度 6 弱以上の地震発生時：市内全域
津波災害	・地震津波（市内での揺れを伴う場合）と津波（市内での揺れを伴わない場合）の 2 パターンに分けて発令対象区域を設定する。（詳細は後掲）

上記表を、避難指示等の発令対象区域の区分と範囲の原則とするが、降雨状況や現地の被災状況等によって、上記に示す区域以外においても避難指示等の発令が必要と認められた場合は、臨機応変にその区域も避難指示等の発令区域とする。

② 発令対象区域の単位

発令対象区域の単位は、町丁目単位を基本とし、状況によっては以下のとおりとする。

河川の氾濫災害については、町丁目単位での発令を基本とするが、洪水発生時は広範囲となる可能性が高いため、状況に応じて学区（地域）単位での発令も検討する。

土砂災害についても、局所的な判断が可能な場合は、町丁目単位での発令を基本とするが、予測規模が広範囲であれば学区（地域）単位での発令も検討する。

高潮災害については、学区（地域）単位で発令する。

津波災害については、南海トラフ地震を想定した場合と、遠地地震を想定した場合の各浸水想定区域に学区（地域）単位で発令する。

3. 災害種別毎の避難指示等の発令範囲と判断基準

3.1 河川の氾濫災害

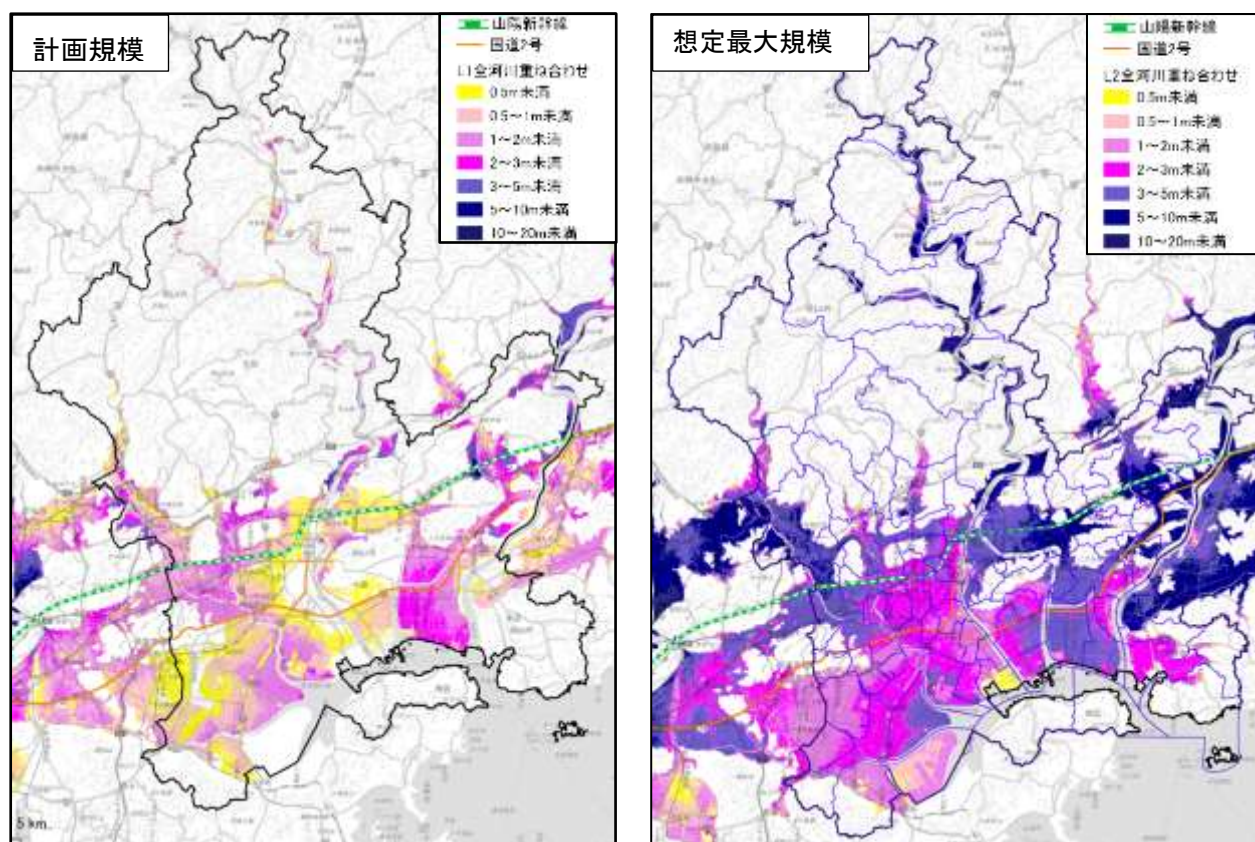
3.1.1 河川の氾濫災害のおそれのある範囲

洪水予報河川ならびに水位周知河川に対して国・県が氾濫シミュレーションを実施し、浸水するおそれのある範囲を浸水想定区域図として公表しており、浸水想定区域を「河川の氾濫災害」における災害のおそれのある範囲として設定する。

以下に岡山市域の洪水予報河川・水位周知河川浸水想定区域図を示す。なお、高梁川については、市域の河川ではないが、浸水想定区域は、岡山市域に跨っている。

※洪水予報河川：河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っている。

※水位周知河川：洪水予報を行わない河川で、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「避難判断水位（特別警戒水位）」に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならないと指定した河川のこと。



＜岡山市域の浸水想定区域＞

3.1.2 河川の氾濫災害の避難指示等の判断基準

収集した情報を基に、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長(本部長)に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

① 洪水予報河川における避難指示等の判断基準

対象河川) 旭川、百間川、吉井川、高梁川、笹ヶ瀬川、足守川

＜洪水予報河川における避難指示等発令基準＞

警戒レベル	区分	基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	■ 氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合 ■ 堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではない。
警戒レベル 4	避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ■ まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合★ ■ 氾濫危険水位に達した場合★ ■ 氾濫危険情報が発表された場合★ ■ 堤防等の施設の異常が確認された場合★ ※但し、上記以外の場合においても、様々な状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。 ※ダム放流がある場合には、ダム放流量にも留意すること。 ※各河川の下流域における潮位及び児島湖の水位にも留意すること。 ※東中島・西中島地区については、地形的な要因によって特に緊急性を要することから、迅速な情報伝達を行う必要があることに留意すること。 (詳細は 3.2 旭川ダムの放流による災害参照。)
警戒レベル 3	高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ■ 避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ■ 氾濫警戒情報が発表された場合

※前線や台風等により、夜間・未明に避難情報を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難情報の発令を判断する。

★の場合は、夜間・未明であっても、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。

② 水位周知河川における避難指示等の判断基準

対象河川) 旭川（上流）、砂川(旭川)、宇甘川、笹ヶ瀬川（上流）、砂川(笹ヶ瀬川)、倉敷川、千町川、千町古川、千田川、足守川(上流)

※足守川の上流区間は水位周知河川ではないが、当区間における避難指示等の判断基準は、水位周知河川と同等に運用する。

＜水位周知河川における避難指示等発令基準＞

警戒レベル	区分	基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	■ 氾濫が発生した場合 ■ 堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではない。
警戒レベル 4	避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ■ まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合★ ■ 氾濫危険水位に達した場合★ ■ 堤防等の施設の異常が確認された場合★ ※上記において、今後の降雨予測が不明な場合についての取り扱い 今後の降雨予測が不明な場合、氾濫危険水位に達した後の更なる水位の上昇予測が困難となる。このような場合、倉敷川、笹ヶ瀬川（上流）・砂川（笹ヶ瀬川）・足守川（上流）については、潮位の影響を大きく受けるため、潮位情報も避難指示発令の参考情報とし、潮位が高い場合(高島潮位観測所で通報潮位・警戒潮位に達した場合など)については、現況降雨状況を勘案しつつ、避難指示を発令する。 ※上記以外の場合においても、様々な状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。 ※砂川（旭川）については、上流に位置する「正崎水位観測所」（赤磐市）の水位情報も参考とする。
警戒レベル 3	高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■ 避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合

※前線や台風等により、夜間・未明に避難情報を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難情報の発令を判断する。

★の場合は、夜間・未明であっても、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。

※倉敷川周辺の堤防整備が進んでいることを踏まえて、以下のとおり避難判断基準を設定する。

＜倉敷川周辺の避難情報の発令基準（彦崎観測所水位）＞

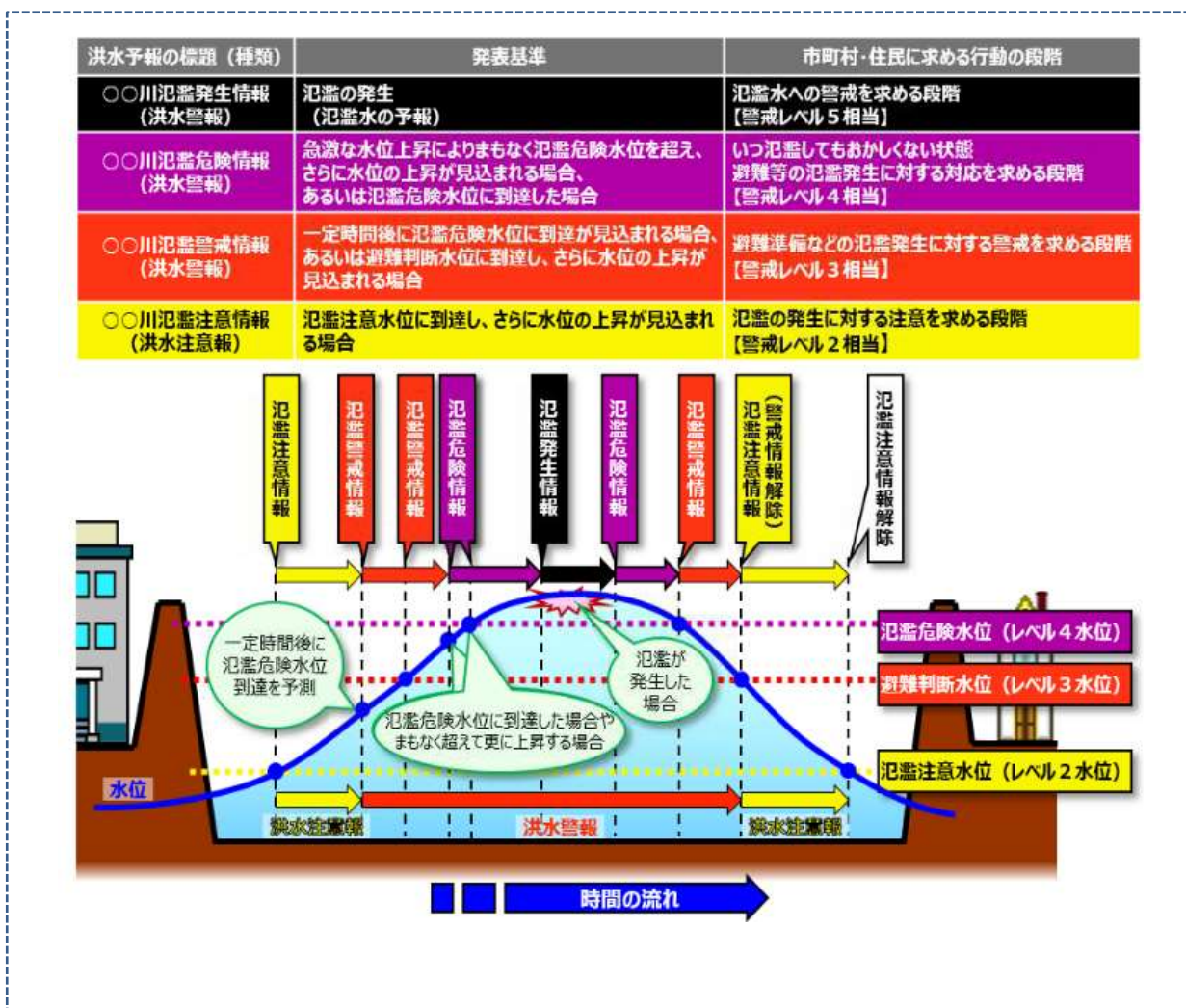
警戒レベル	区分	基準
警戒レベル 4	避難指示	【A 区域】 ■ 彦崎観測所の水位が 3.0m 【B 区域】 ■ 彦崎観測所の水位が 3.4m
警戒レベル 3	高齢者等避難	【A 区域】 ■ 彦崎観測所の水位が 2.9m 【B 区域】 ■ 彦崎観測所の水位が 3.2m

（A 区域）：彦崎地域（彦崎）

（B 区域）：彦崎地域（植松）、灘崎地域（片岡、川張、宗津、西高崎、迫川）

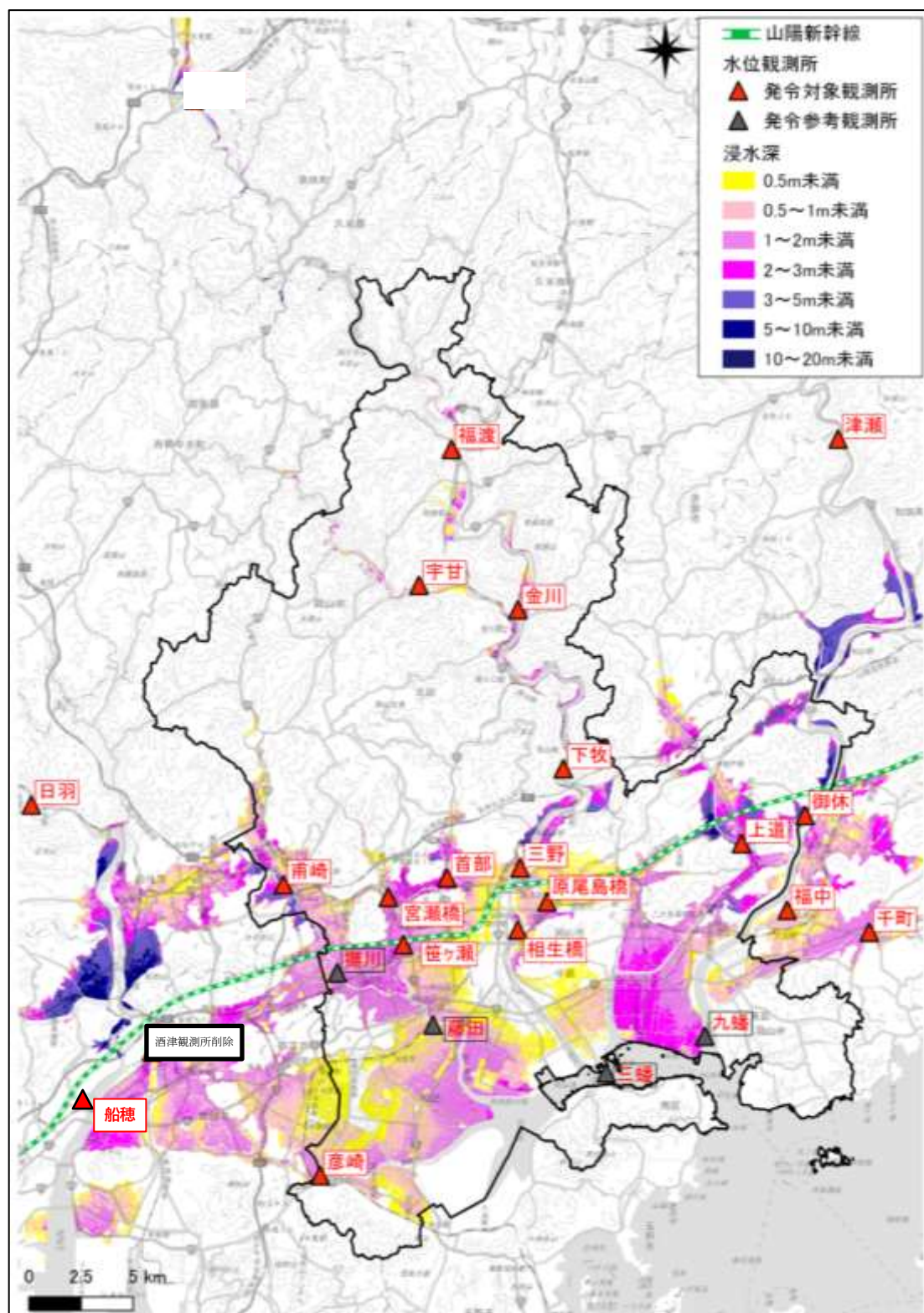
※堤防が整備済みの左岸側の地域には避難情報を発令しない。（彦崎観測所水位が 3.4m を超える場合や堤防決壊時はこの限りではない）

河川の氾濫災害における避難指示等判断基準は、基準水位観測所における水位に応じた避難情報を基に設定している。



3.1.3 河川の氾濫災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所

河川の氾濫に関する避難指示等判断基準は、河川毎に設けられた水位観測情報が基礎となる。よって、避難指示等発令対象区域と開設避難場所は、水位観測所毎に整理を行う。



〈市域の各河川浸水想定区域と避難判断の基準とする水位観測所〉

3.2 旭川ダムの放流による災害

3.2.1 旭川ダムの放流による災害のおそれのある範囲

旭川の中洲（西中島地域、東中島地域）は、旭川ダムの放流により、旭川の水位が上昇し、浸水する可能性がある。

3.2.2 旭川ダムの放流による災害の避難指示等の判断基準と発令対象区域

収集した情報を基に、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長(本部長)に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

＜旭川ダムの放流における避難指示等発令基準＞

警戒レベル	区分	基準
警戒レベル4	避難指示	■2,000m ³ /s 放流し、さらに放流が予測される場合
警戒レベル3	高齢者等避難	■1,500m ³ /s 放流し、さらに放流が予測される場合

＜発令対象区域：旭東小学校区（西中島地域、東中島地域）＞

3.3 内水氾濫災害

3.3.1 内水氾濫災害のおそれのある範囲

内水氾濫は、その浸水発生に至るメカニズムが複雑であるがゆえ、予めその被害想定範囲を特定・想定することが困難である。

以上を踏まえ、内水氾濫については、「どこでも起こり得る災害」として捉え、具体的な災害のおそれのある範囲は設定しない。

3.3.2 内水氾濫災害の避難指示等の判断基準

収集した情報を基に、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長(本部長)に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

＜内水氾濫等における基準＞

警戒レベル	区分	基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、更に浸水の区域が甚大化、拡大化する恐れがあると判断した場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではない。
警戒レベル 4	避難指示	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※但し、上記以外の場合においても、様々な状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。
警戒レベル 3	高齢者等避難	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合

3.3.3 内水氾濫災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所

内水氾濫に関しては、状況に応じて避難指示等発令対象区域を設定するため、事前の整理は実施しない。

3.4 土砂災害

3.4.1 土砂災害のおそれのある範囲

土砂災害については、県が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、土砂災害のおそれのある箇所・範囲を逐次指定しており、土砂災害警戒区域を「土砂災害」における災害のおそれのある範囲として設定する。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

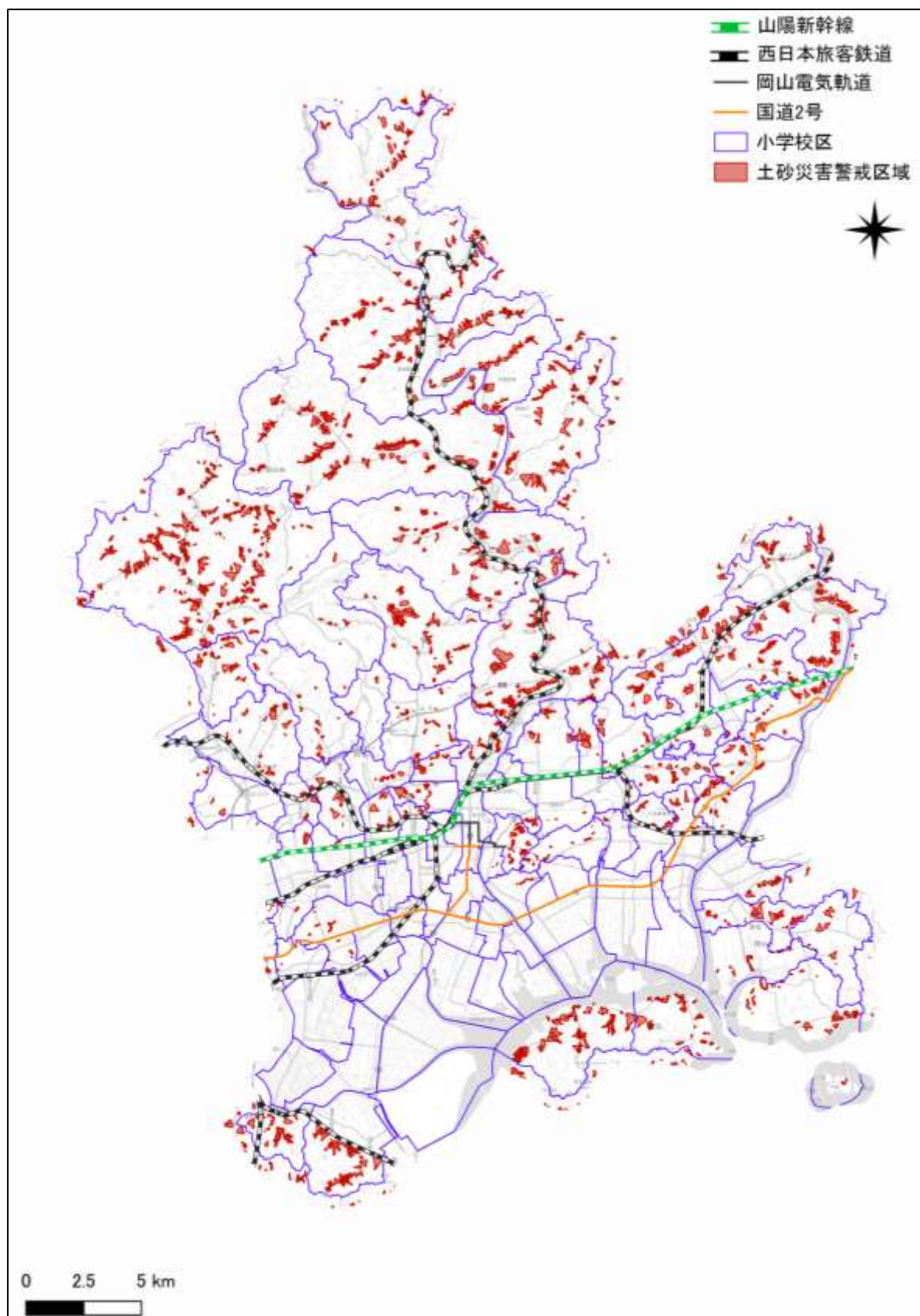
調査機関：岡山県

指定年月日：平成 18 年～随時更新

平成 13 年に制定された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」（土砂災害防止法）に基づき、岡山県が急傾斜地、土石流の危害のおそれのある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定するもの。

<岡山市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の数（令和 6 年 3 月 1 日時点）>

種別	箇所数	内訳		
		急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
土砂災害警戒区域	1,497	791	691	15
土砂災害特別警戒区域	1,235	724	511	0



<土砂災害のおそれのある範囲図>

3.4.2 土砂災害の避難指示等の判断基準

収集した情報を基に、岡山地方気象台（ホットライン）に意見を聞くなど、気象台との連携を密にしながら、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長（本部長）に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

＜土砂災害に関する避難指示等基準＞

警戒レベル	区分	基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報の危険度レベルが「災害切迫」（黒）に達している場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではない。
警戒レベル 4	避難指示	以下いずれかの条件を満たしたときに発令する。 ■岡山県土砂災害危険度情報（1 km メッシュ）の危険度レベルが「非常に危険（警戒レベル 4 相当）」（紫色）に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合★ ※但し、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、以下の状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変わったときなど）が発見された場合
警戒レベル 3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、岡山県土砂災害危険度情報（1 km メッシュ）の危険度レベルが「土砂災害に警戒（警戒レベル 3 相当）」（赤色）に達し、更に「非常に危険（警戒レベル 4 相当）」（紫色）への到達が見込まれる場合

※前線や台風等により、夜間・未明に避難情報を発令するような状況が想定される場合には、その前の時刻時点における避難情報の発令を判断する。

★の場合は、夜間・未明であっても、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。

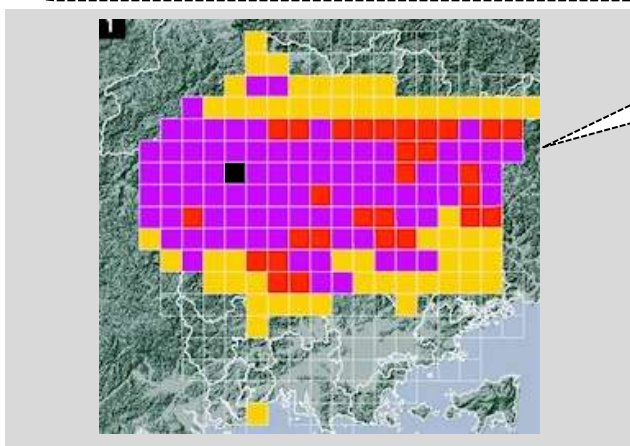
< 参考 岡山県土砂災害危険度情報 >



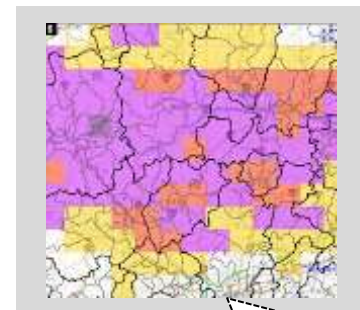
左図面：土砂災害危険度情報表示画面

右図面：雨量分布表示画面

表示される メッシュ色	危険度レベル	危険度レベルが示す状況と対処方法
■ 災害切迫 【警戒レベル5相当】	命の危険 【警戒レベル5相当】	・ 実況の雨量が土砂災害特別警戒基準線に達したとき ・ 何らかの土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い ・ 命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保しなければならない状況
■ 非常に危険 【警戒レベル4相当】	土砂災害に嚴重警戒 【警戒レベル4相当】	・ 今後2時間以内に土砂災害が集中的に発生する危険性が高まっている ・ 地元市町村が発表する避難情報等を確認するとともに、溪流や斜面の状況に注意し、速やかに避難を開始する
■ 土砂災害に警戒 【警戒レベル3相当】	土砂災害に警戒 【警戒レベル3相当】	・ 非常時の持ち出し品や避難経路の確認 ・ 高齢者等は速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する
■ 土砂災害に注意 【警戒レベル2相当】	土砂災害に注意 【警戒レベル2相当】	・ 気象や雨量の情報収集の開始 ・ 周囲の溪流や斜面の状況に注意し異常を感じたら早めの避難を心がける



メッシュ毎の土砂災害危険度情報をリアルタイムで監視し、基準への到達を確認する

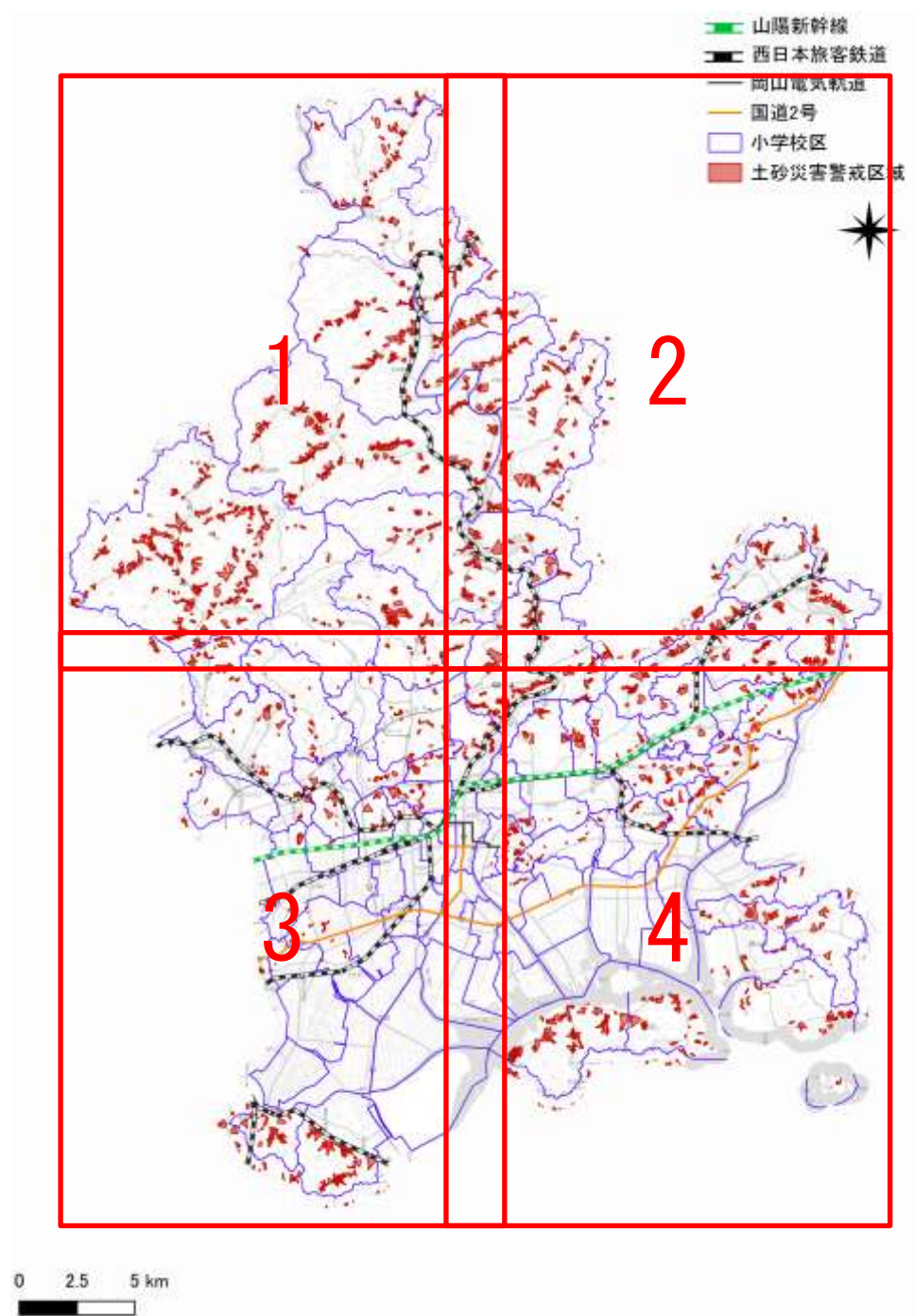


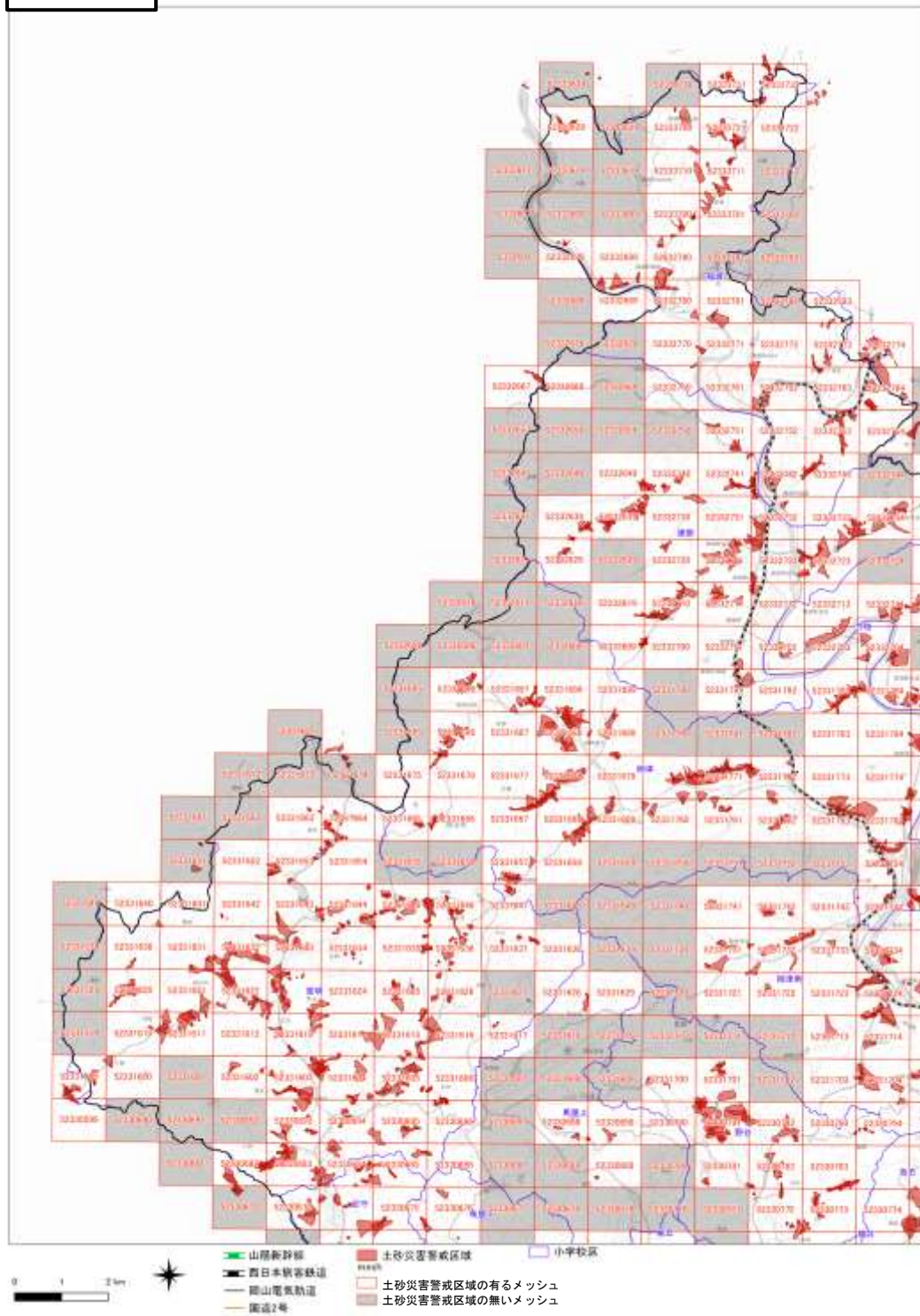
危険度情報は、降雨状況等に伴い、推移する。随時基準到達範囲の拡大に留意

< メッシュ毎危険度の画面イメージ >

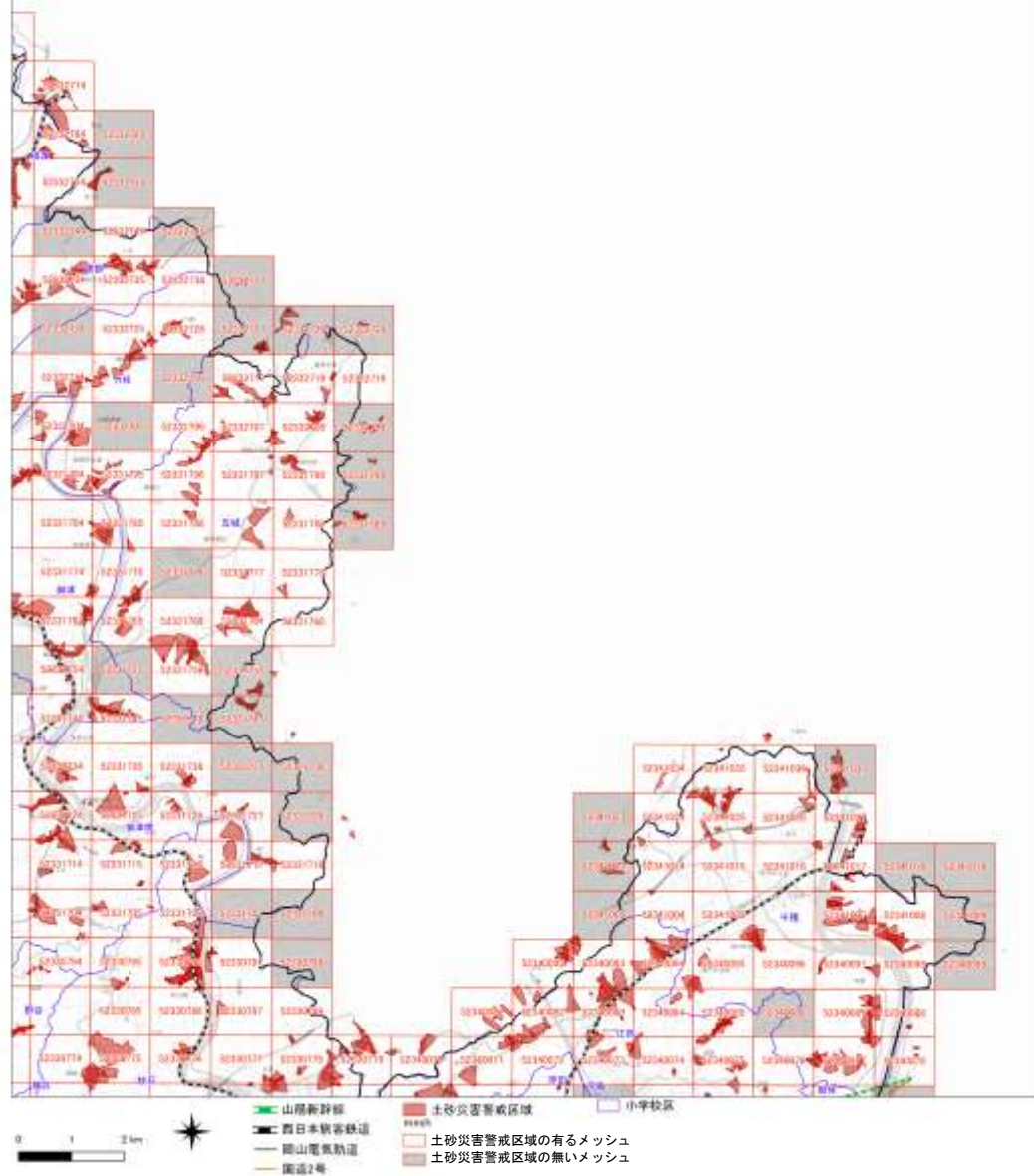
3.4.3 土砂災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所

土砂災害に関する、避難指示等判断基準は、岡山県土砂災害危険度情報で示される 1km メッシュ毎の危険度情報が基礎となる。よって、避難指示等発令対象区域と開設避難場所は、土砂災害警戒区域を含んだ 1km メッシュ毎に整理を行う。

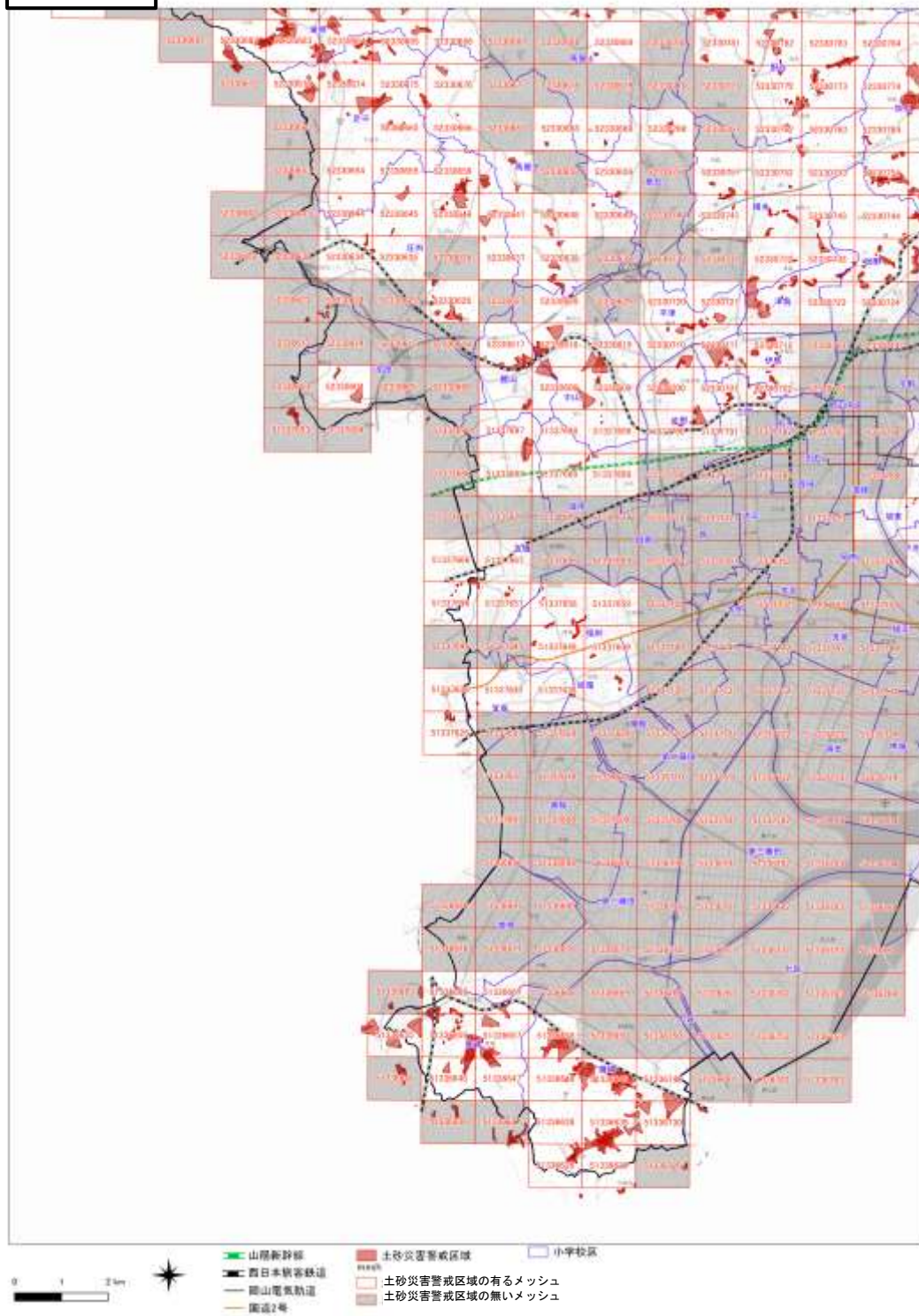




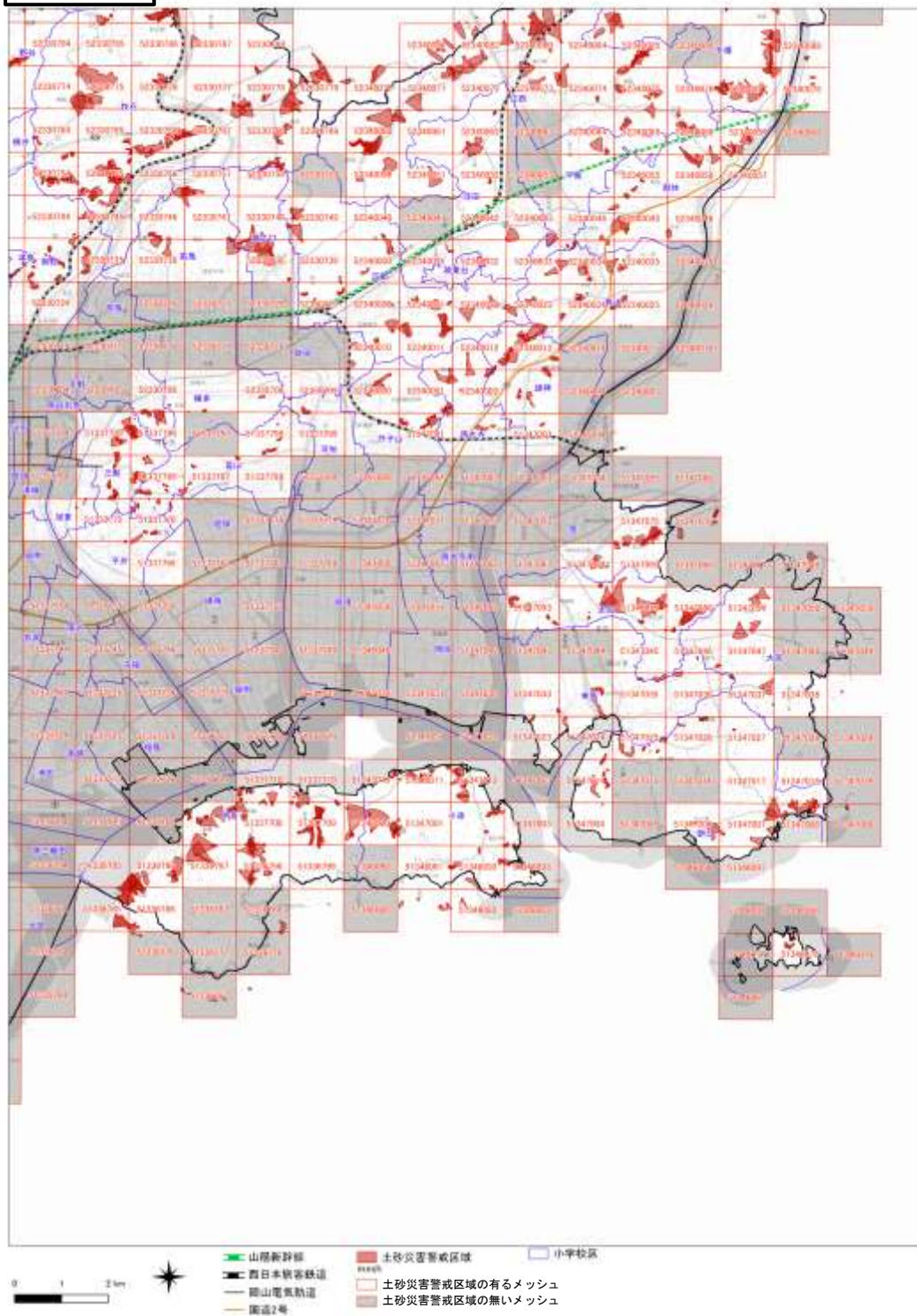
＜ 1km メッシュによる分割図 1 ＞



〈 1km メッシュによる分割図 2〉



〈 1km メッシュによる分割図 3〉

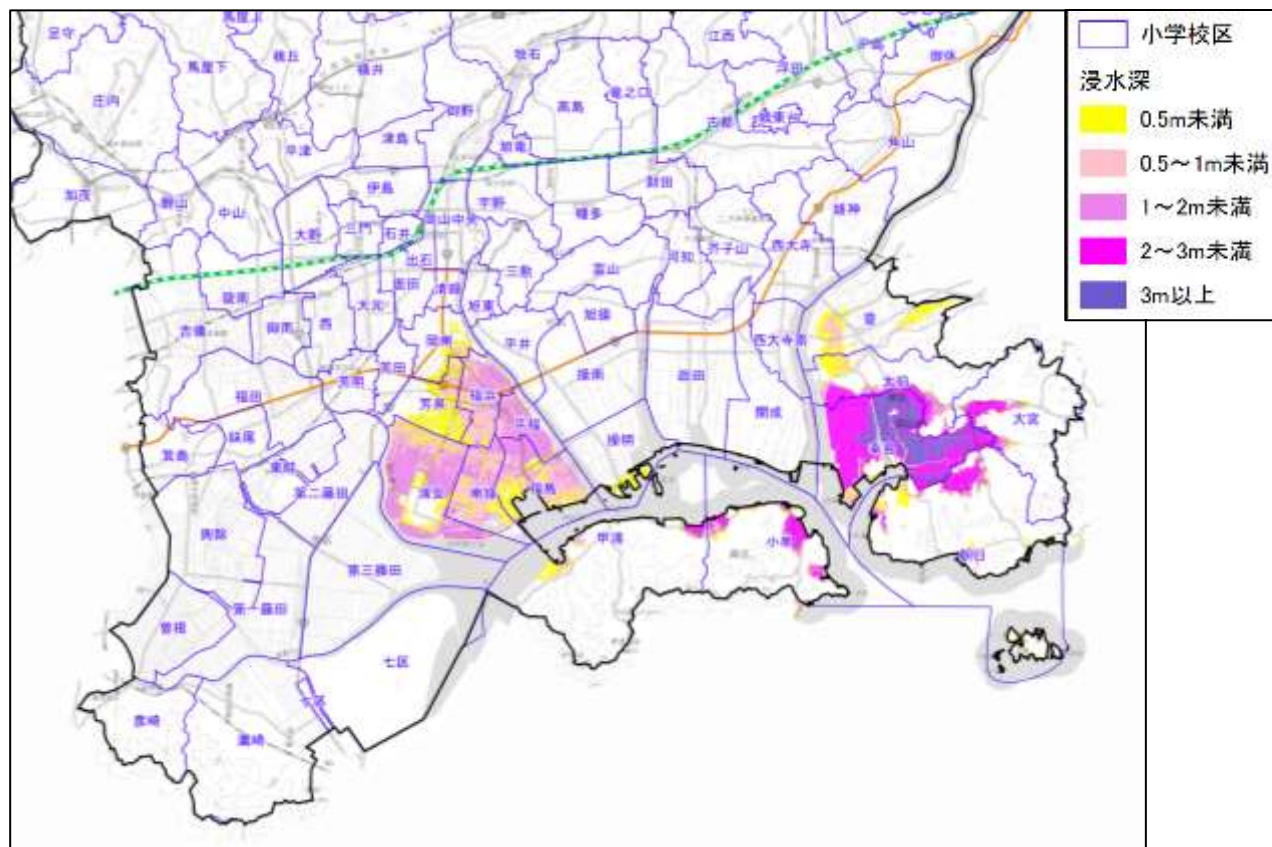


〈 1km メッシュによる分割図 4〉

3.5 高潮災害

3.5.1 高潮災害のおそれのある範囲

高潮災害は、令和4年度に岡山県から公表されている岡山沿岸高潮浸水想定区域図（平成16年台風第16号の規模に基づく高潮モデル）を基に浸水想定がある範囲を「高潮災害」における災害のおそれのある範囲として設定する。



3.5.2 高潮災害の避難指示等の判断基準と発令対象区域

収集した情報を基に、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長(本部長)に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)、現場(各区本部など)からの意見などを総合的に勘案する。

＜高潮災害における避難指示等発令基準＞

警戒レベル	区分	基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	・ 海岸堤防の破堤、倒壊が発生した場合 ・ 水門等の機能異常 ・ 異常な越波・越流の発生 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。
警戒レベル 4	避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する。 【A区域】 ■宇野港の潮位が、<u>2.1m(TP)に達した場合</u> 【B区域】 ■宇野港の潮位が、<u>2.5m(TP)に達した場合</u> 【C区域】 ■宇野港の潮位が、<u>2.73m(TP)に達した場合。</u>
警戒レベル 3	高齢者等避難	高潮警報が発表され、以下の条件を満たすときに発令する。 【A区域】 ■宇野港の潮位が、<u>2.0m(TP)に達し2.2m(TP)に達する恐れがある場合</u> 【B区域】 ■宇野港の潮位が、<u>2.3m(TP)に達した場合</u> 【C区域】 ■避難指示のみの発令とする。(高齢者等避難は発令しない。)

以下の区域に対し、発令する。

(A区域)：(南区)甲浦地域・小串地域・南輝地域・福島地域

(東区)朝日地域・幸島地域

(B区域)：(南区)平福地域・福浜地域・浦安地域

(東区)大宮地域

(中区)操明地域

(C区域)：(南区)芳泉地域

(東区)太伯地域・豊地域

(北区)岡南地域

3.6 地震災害

3.6.1 地震災害のおそれのある範囲

地震災害については、災害発生前に、予め震源域や、発生時期等を予測することが、現実的に不可能である。また、地震災害発生後は、地震災害に伴う二次災害（危険物施設の損壊、火災、余震による被害等）発生のおそれもあるが、この二次災害のおそれのある範囲も予め設定することが現実的に困難であるため、震度5強の地震が発生した場合は市立中学校を開設し、震度6弱以上の地震が発生した場合は、市内全域に避難指示を発令する。

3.6.2 地震災害の避難指示等の判断基準

収集した情報を基に、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長（本部長）に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

＜地震災害における避難指示等発令基準＞

区分	基準
高齢者等避難	発生等が予測できないため、発令しない
避難指示	市内で震度6弱以上が観測された場合

3.6.3 地震災害に関する開設避難場所

地震災害に関しては、以下のとおり震度に応じて、避難場所の開設を行う。ただし、地震に続いて津波警報・注意報が発表された場合の発令対象区域と開設避難場所は、「3.7 津波災害」の基準に従う。

震度	避難場所の開設範囲
震度5弱	—
震度5強	全中学校
震度6弱	市職員が開設する全避難場所
震度6強以上	

※ただし、次に該当する避難場所は開設しない。

- ・土砂災害警戒区域内にあるもの
- ・損傷がひどいもの

※震度5強の場合は避難場所の開設のみ、避難指示は行わない。

震度6弱以上から市内全域に避難指示を発令する。

3.7 津波災害

3.7.1 津波災害のおそれのある範囲

■地震津波（市内での揺れを伴う場合）

南海トラフ地震を想定した場合の浸水想定区域とする。（地震時に堤防等が破堤し、機能しないと想定。）

■津波（市内での揺れを伴わない場合）

遠地地震（チリ地震等）を想定した場合の浸水想定区域とする。（堤防等が機能すると想定。）

※ 参考 チリ沖地震

地震発生日 : 2010 年 2 月 27 日

気象庁記者会見 : 2 月 28 日 午前 8 時 30 分

当初は、注意報あるいは津波警報（最大 2m 予想）を発表するとしていたが、ハワイで 2m 近い津波が観測されたことから、津波警報（大津波）を三陸沖に発表

大津波警報 : 2 月 28 日 9 時 33 分 青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県

津波警報 : 2 月 28 日 9 時 33 分 北海道から沖縄県の太平洋沿岸地域と岡山県と東京湾内湾、伊勢・三河湾の内海

津波注意報 : 2 月 28 日 9 時 33 分 北海道日本海沿岸南部、オホーツク海沿岸、陸奥湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、広島県、香川県、愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸

3.7.2 津波災害に関する避難指示等の判断基準

収集した情報を基に、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長(本部長)に具申する。但し、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

＜地震津波災害（市内での揺れを伴う場合）における避難指示等基準＞

区分	基準
高齢者等避難	即時避難指示の発令を基本とするため、発令しない。
避難指示	震度階級と防災気象情報（津波注意報、津波警報）に応じで発令する。

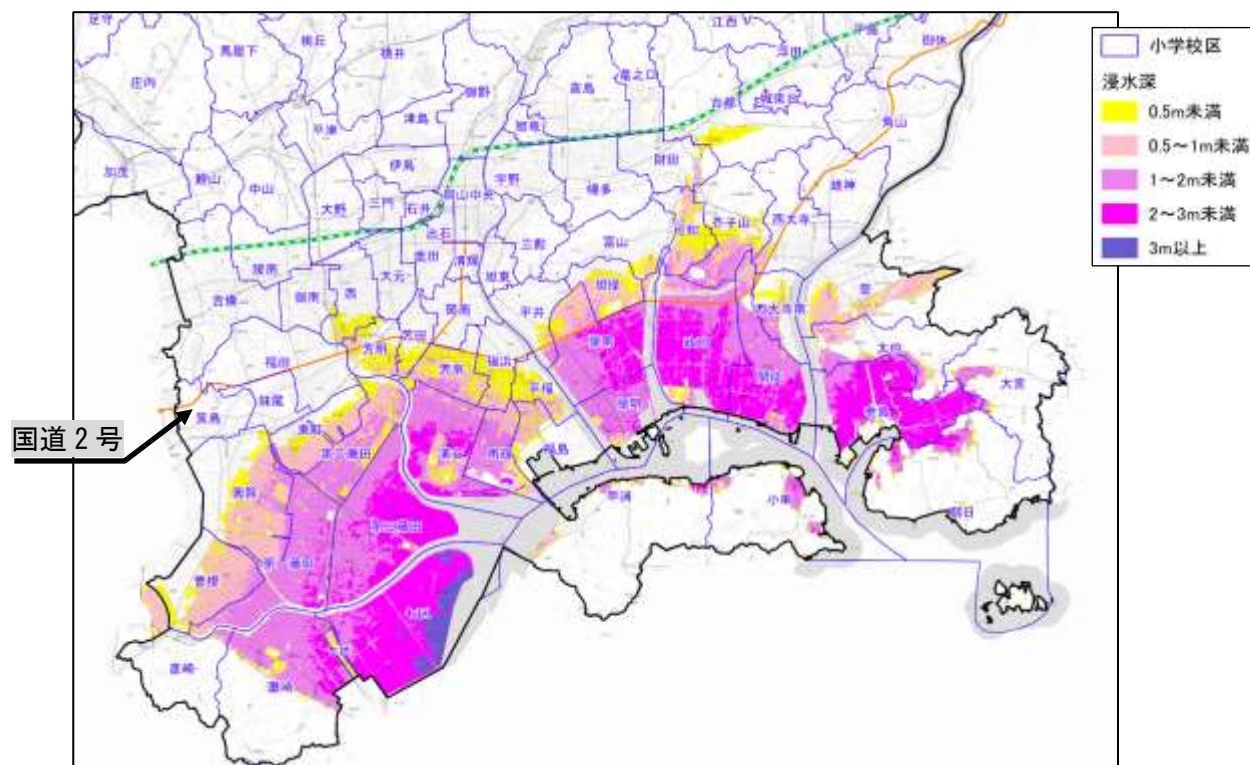
＜津波災害（市内での揺れを伴わない場合）における避難指示等基準＞

区分	基準
高齢者等避難	※地震津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地地震の場合などは津波到達時間も考慮し、高齢者等避難の発令も検討する。
避難指示	岡山県沿岸に、次の警報が発表されたときに発令する。 【発令基準】 ■津波警報（1m＜予想高さ≦3m） ■大津波警報（3m＜予想高さ）

3.7.3 津波災害に関する避難指示等発令対象区域と開設避難場所

津波災害に関しては、津波注意報または津波警報（近県）の場合は沿岸部及び浸水想定区域内に注意喚起を行い、津波警報の場合は浸水想定区域（41 学区）に一斉に発令する。以下に発令基準に達した際の避難指示等発令対象区域を示す。

① 地震津波災害時の避難指示等発令対象区域（市内での揺れを伴う場合）



■地震発生後に津波警報が発表された場合

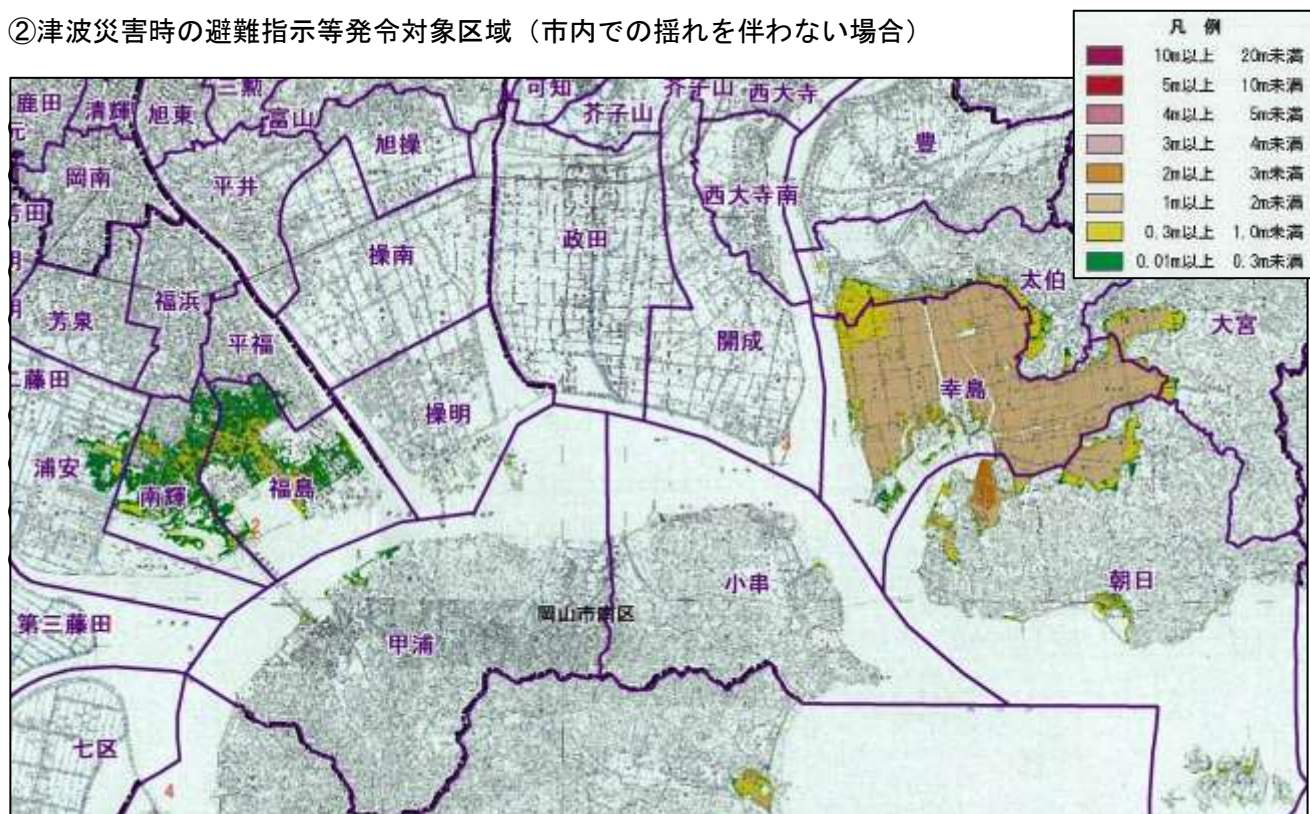
【地震津波の浸水想定区域（41 学区）】

彦崎、灘崎、七区、曾根、第一藤田、第二藤田、第三藤田、興除、東畦、妹尾、福田、芳明、芳田、芳泉、浦安、西、御南、福浜、平福、南輝、福島、甲浦、平井、旭操、操南、操明、小串、古都、財田、富山、可知、芥子山、政田、西大寺、西大寺南、開成、豊、太伯、幸島、大宮、朝日地域

■地震発生後に津波注意報または津波警報（近県）が発表された場合

沿岸部及び浸水想定区域（41 学区）に注意喚起を行う。

②津波災害時の避難指示等発令対象区域（市内での揺れを伴わない場合）



■津波警報が発表された場合

【津波災害時の浸水想定区域（9 学区）】

浦安、南輝、福島、幸島、太伯、大宮、朝日、甲浦、小串地域

■津波注意報または津波警報（近県）が発表された場合

沿岸部及び浸水想定区域（9 学区）に注意喚起を行う。

【沿岸部の学区（12 学区）】（参考）

七区、第三藤田、浦安、南輝、福島、甲浦、操明、小串、政田、開成、幸島、朝日地域

③ 開設避難場所

津波災害の場合、津波浸水想定区域外の避難場所の開設を原則とするが、津波到達時間内に津波浸水想定区域外への避難が困難となることも想定し、津波浸水想定区域内の津波避難ビルや指定緊急避難場所への避難にも対応できるようにする。

＜地震津波の場合（市内での揺れを伴う場合）＞

津波警報・注意報の種類	避難場所の開設範囲
津波注意報 津波警報（近県）	— (地震災害による避難場所の開設範囲を優先させること)
津波警報	市職員が開設する全避難場所 (浸水想定区域内においては、3 m以上に避難できる避難場所)
大津波警報	— (市の想定外なので、今後想定が出れば検討)

※ただし、次に該当する避難場所は開設しない。

- ・土砂災害警戒区域内にあるもの
- ・損傷がひどいもの

※浸水想定区域内については、指定職員の派遣は津波が引いた後とする。

＜津波の場合（市内での揺れを伴わない場合）＞

津波警報・注意報の種類	避難場所の開設範囲
津波注意報 津波警報（近県）	—
津波警報	市職員が開設する浸水想定区域及び隣接学区の避難場所 (浸水想定区域内においては、3 m以上に避難できる避難場所)
大津波警報	— (市の想定外なので、今後想定が出れば検討)

※ただし、次に該当する避難場所は開設しない。

- ・浸水想定区域内における土砂災害警戒区域内にあるもの

※浸水想定区域内については、指定職員の派遣は津波が引いた後とする。

3.7.4 津波災害時の避難情報発令文（案）

① 地震津波の場合（震度6弱以上、津波警報発表時）

避難指示発令

こちらは岡山市です。

震度●●の地震及び津波警報の発表を受け〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、岡山市内全域に避難指示を発令します。

沿岸付近にいる方、

国道2号より南側の地域

北区西・御南

中区旭操・旭東・平井

東区古都・財田・富山・可知・芥子山にいる方

その他立退き避難が必要な方、土砂災害警戒区域にいる方は
浸水区域外の安全な場所や高い場所に避難して下さい。

避難場所は、津波避難ビルや市立小・中学校、公民館等です。

なお、開錠されていない場合や損壊が激しい場合には、開けた安全な場所に待機して下さい。

② 津波の場合（津波警報のみ）

こちらは岡山市です。

津波警報の発表を受け、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に避難指示を発令します。

沿岸付近にいる方、

（東区）幸島・太伯・大宮・朝日

（南区）浦安・南輝・福島・甲浦・小串

にいる方は全員、浸水区域外の市立小・中学校、公民館等や高い場所に避難して下さい。

岡山市沿岸津波到達時刻は★★時頃。津波高は海拔表示で★★mの予想。

詳細は岡山市ホームページ等で確認して下さい。